

(表面)

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書 _____ 第 _____ 号

① 外国法人の	本店又は主たる 事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人 税の納税地にある 事務所等の	所 在 地	
	名 称	

③
上記の者は、所得税法施行令第 304 条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から [令和 年 月 日] までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第 8 条第 1 項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

令和 年 月 日

財務事務官

税務署長

㊟

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
 - この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第 8 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
 - 証明書の有効期間中に国外営業所を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。
この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
 - 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
 - この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
 - 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
 - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
 - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第 8 条第 1 項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
 - この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - 有効期限を経過したとき
 - この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
 - この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。